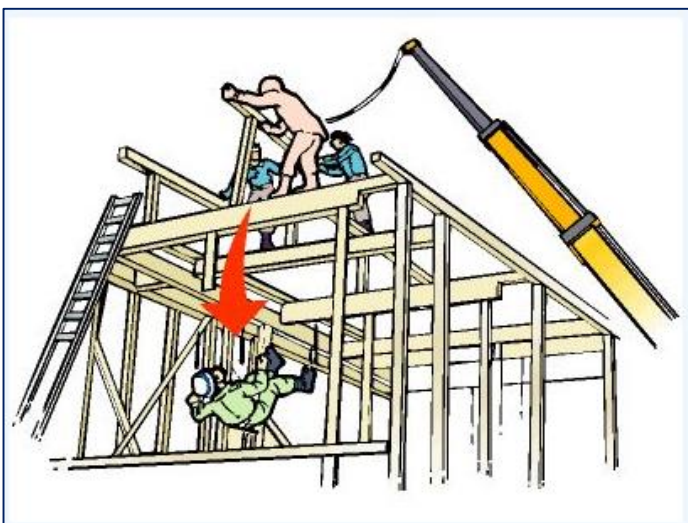


STOP!墜落・転落災害

県内の木造家屋建築工事現場において墜落・転落による重篤な労働災害が多発しています。



- ★ 墜落制止用器具は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ★ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の隙間は12cm未満としましょう。



安全確保



③墜落制止用器具の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず墜落制止用器具を使用しましょう

一側足場の使用範囲が明確化されました R6.4.1施行

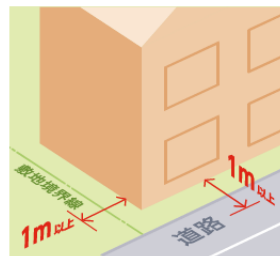
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※ 足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点とした「はり間方向」の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



足場の点検等に関する留意事項

R5.10.1施行

足場の点検には点検者の指名が必要になりました

詳しくはこちら！パンフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」



事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」、「朝礼等に際し口頭で伝達」、「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になりました

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に、指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

足場等の種類別点検チェックリスト()			
足場等点検チェックリスト			
工事名() 工事期()		点検者職氏名() 本後、変更後() (その詳細は点検者の用紙、備簿、帳簿)	
点検事項(注6)	点検の内 容(注7)	良否(注8)	確認者
1 床材の損傷、取付け及び撤去の状況			
2 建地、布、腕木等の繋ぎ目、接合部及び取付け部の様子の状況			
3 繋ぎ目材及び繋ぎ金具の損傷及び腐食の状況			

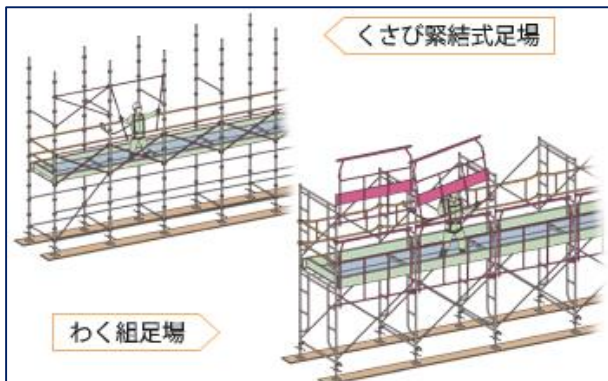
手すり先行工法の足場を使用しましょう R5.12ガイドライン改正

手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

手すり先行工法の種類のうち、手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床から、据え置き型の手すり又は手すりわく(据置き手すり機材)を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



詳しくはこちら！パンフレット「手すり先行工法の足場を使用しましょう」

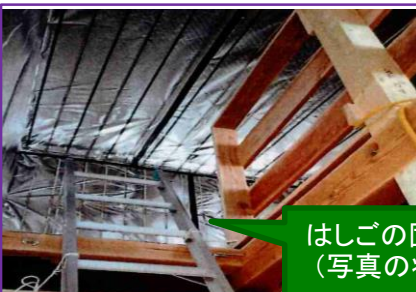


建築現場で違反を指摘されることの多い事例

① 墜落転落防止対策の違反



建て方中に、墜落防止用ネットが未設置だった事例
(写真は改善後の状況)



常設階段を設置する前の開口部に手すり等が未設置だった事例(写真は改善後の状況)

はしごの固定も忘れずに！
(写真の状況は適切です)



足場の妻側に手すり、中さん、幅木が未設置だった事例(写真は違反指摘時の状況)足場の外側と内側の設置方法は適切



昇降設備に手すりと中さんが未設置だった事例(写真は違反指摘時の状況)

② 物体の飛来落下防止措置の違反



足場の内側に幅木が未設置だった事例(写真は改善後の状況)

外側にメッシュシートを設置する現場は増えていますが、内側に幅木未設置の違反が多くあります。

③ 木工機械の安全対策の違反



携帯用丸ノコ盤の接触予防装置を固定して使用している事例(写真は改善後の状況)

木片や紐での固定は止めましょう！

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」していますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年約80人の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約40%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方等として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われないため、治療費の負担や、治療中の収入減など生活に大きな影響をもたらします。

労災保険
特別加入制度のしおり
(一人親方その他の自営業者用)

厚生労働省
建設労働関係
労働基準監督署

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

石綿健康管理手帳制度のお知らせ

石綿健康管理手帳とは？ 労働者として石綿業務に従事していた方は将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、**健康管理手帳制度**を設けて、**離職後の健康管理**を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。

●健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。対象となる業務や交付要件等が決められていますので、右のQRコードをご覧ください！



健康管理手帳の交付申請等詳細については

労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

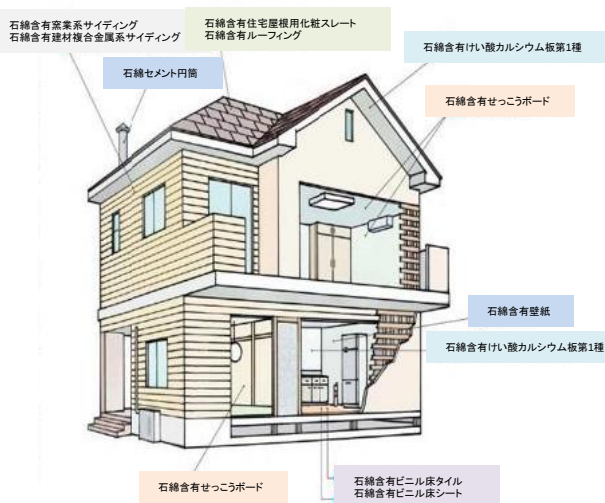
石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！ 木造建築物の解体作業時に石綿含有建材の有無を確認してください！**リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等も含まれます！**

事前調査とは？ 建築物・工作物の解体・改修工事（リフォーム工事等を含みます。）を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。

アスベスト含有建材の使用部位例

石綿含有建材の代表的なものになりますので、参考にしてください。

＜戸建て住宅＞



●事前調査結果を踏まえた工事の施工について詳しくは**石綿総合情報ポータルサイト**をご覧ください！



●事前調査は2023年10月から**建築物石綿含有建材調査者講習**を修了した人等が行う必要がありますので、受講をお願いいたします。

●調査結果の**報告は一定規模以上の工事について、あらかじめ労働基準監督署と自治体に対して行う必要があります。**

石綿事前調査結果報告システム

(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)を使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

システムの利用にはgビズIDが必要です。

gビズID発行手続きは<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
特定の仕事物 (※3)	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事は、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

